

衆議院地方創生に関する特別委員会ニュース

【第204回国会】令和3年4月13日（火）、第4回の委員会が開かれました。

1 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出第34号）

- ・坂本国土大臣、岡下内閣府大臣政務官、吉川内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・亀井亜紀子君（立民）及び清水忠史君（共産）が討論を行いました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、公明、維新 反対－立民、共産、国民）
- ・今枝宗一郎君外3名（自民、立民、公明、国民）から提出された附帯決議案について、長谷川嘉一君（立民）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立民、公明、国民 反対－共産、維新）
（質疑者）中曽根康隆君（自民）、中野洋昌君（公明）、亀井亜紀子君（立民）、佐々木隆博君（立民）、関健一郎君（立民）、松平浩一君（立民）、清水忠史君（共産）、美延映夫君（維新）、西岡秀子君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

中曽根康隆君（自民）

- （1） スーパーシティ構想の狙い及び坂本国土大臣の意気込み
- （2） 養父市における株式会社等による農地取得特例（以下「法人農地取得事業」という。）
 - ア 5年間の特例の実績及び成果に関する内閣府及び農林水産省の見解
 - イ 農地を取得した6法人の経営面積並びにそのうちの所有面積及びリース面積の割合
 - ウ 株式会社等が農地を所有するメリット
 - エ 5年間で養父市以外に特例を希望した地方自治体の有無及び希望がない理由に関する政府の見解

中野洋昌君（公明）

法人農地取得事業

- ア 株式会社の農地所有に対する懸念や注意点について農林水産省の見解
- イ アの懸念に対する現在までの取組状況及び評価について内閣府の見解
- ウ 今後の取組について坂本国土大臣の見解

亀井亜紀子君（立民）

- （1） 国家戦略特別区域諮問会議の有識者議員が特例を活用している事業者の社外取締役となっていることについて坂本国土大臣の見解
- （2） 利害関係を有する有識者議員を審議に参加させないことができるという規定が国家戦略特別区域基本方針に明記されていることの確認
- （3） 法人農地取得事業
 - ア 2年間延長する理由
 - イ ニーズと問題点についての2年間の調査において農地所有が必要と判断される基準
 - ウ 全国展開した際に優良農地が企業によって所有される懸念について坂本国土大臣の見解
 - エ 土地利用の弾力化による事業用地等の確保に関する特例の提案が千葉県から提出されているかの確認

- (4) 中心市街地活性化基本計画の認定に係る手続簡素化におけるスーパーシティの区域計画の作成に係る住民の意見聴取の実施時期
- (5) トロントにおけるスマートシティ計画が住民の反対を理由に頓挫したことの確認

佐々木隆博君（立民）

法人農地取得事業

- ア リース方式による農業参入のニーズが増えている中で株式会社が農地の所有を必要とする理由
- イ 法人農地取得事業を2年間延長する理由及び全国展開するための基準
- ウ 特段の弊害のない特区の成果については全国展開に向けた検討を重点的に進めるという国家戦略特別区域基本方針は全国展開の基準として不十分であるとの指摘に対する坂本国務大臣の見解
- エ 新規就農支援、リース方式の全面自由化、農地中間管理機構の設立といった既存の政策の組合せにより効果を上げることができるともかかわらず株式会社の農地取得を推進する理由
- オ 構造改革特区、総合特区、国家戦略特区といった制度創設ごとに指定件数が減少していることから地域指定という特区制度を見直す必要性
- カ 農地は投機の対象となり得ることから規制改革推進会議における農地所有適格法人の要件緩和の議論を中止する必要性

関健一郎君（立民）

(1) 法人農地取得事業

- ア 期限延長の法改正を行う理由
- イ 養父市における遊休農地面積等の改善がみられる数値の推移
- ウ 特例を活用して農地を所有している6法人について期限延長が行われなかった場合にできなくなる事項
- エ 特例を活用して取得された農地について直近5年間に増加した面積
- オ 農地の所有よりもリースが増加しているにもかかわらず特例を延長する理由
- カ 期限延長によって農地を取得する法人が増加する見通しの有無
- キ 特例による効果が現れていないとの指摘に対する内閣府の見解
- ク 期限延長後の取組の具体的内容
- ケ 養父市以外にも特例を広げて検証を行う可能性

(2) 農業委員会の委員構成の在り方

- ア 委員構成
- イ 区域外の者を委員とすることの可否

松平浩一君（立民）

(1) 国家戦略特区制度における特段の弊害のない特例措置は全国展開するとの原則に対する坂本国務大臣の認識

(2) 法人農地取得事業

- ア 当該事業による特段の弊害の有無
- イ 2年間延長する理由
- ウ 養父市以外でもニーズと問題点の調査を行うことの確認
- エ 国家戦略特区ワーキンググループの在り方に対する坂本国務大臣の認識
- オ 国家戦略特別区域諮問会議
 - a 当該事業を一旦、内閣総理大臣扱いとした趣旨

- b 当該事業の方針決定に至る経緯が不透明であるとの指摘に対する政府の見解
- c 当該事業の延長を持ち回りで決定した理由
- d 全国展開を主張する有識者議員による会議開催要求の有無
- カ 成果のある事業について全国展開しないことは例外であることの確認
- キ K P I（重要業績評価指標）を設定する必要性について坂本国土大臣の見解

清水忠史君（共産）

- (1) 国民健康保険料の減免を行う保険者に対する財政支援
 - ア 令和3年度の減免費用について、全額国費で補助しなかった理由
 - イ 全額国費で補助しなければ、財政難を理由に減免しない地方自治体が現れる可能性
- (2) 工場立地法等の緑地面積率規制の特例
 - ア 工場立地法で定める緑地面積規制の趣旨
 - イ 緑地面積規制が設けられている趣旨と緑地面積率の基準緩和との整合性
 - ウ 緑地面積率の基準緩和により工場火災時の避難場所の確保等の安全性が阻害される懸念
- (3) 農業政策に対する大臣の認識
 - ア 全国で耕作放棄地が増加した背景
 - イ 新規就農者が増加しない理由
 - ウ 農業者の所得の不安定さに対する坂本国土大臣の地元の意見

美延映夫君（維新）

- (1) 法人農地取得事業
 - ア 政策効果
 - イ 養父市以外の地方自治体も適用を希望するよう内閣府として施策を奨励する必要性
 - ウ 全国展開しない理由
- (2) 工場立地法等の緑地面積率規制の特例
 - ア 区域計画に定める「配慮すべき生活環境との調和に関する事項」の具体的内容
 - イ 早期に全国展開する必要性

西岡秀子君（国民）

- (1) 国家戦略特区創設の目的
- (2) 法人農地取得事業
 - ア 養父市における5年間の評価及び期限を2年間延長することとした経緯
 - イ 法人の取得した農地が営農面積の約5%であることをもって本事業を評価することへの懸念
 - ウ 農地の適正利用の担保
 - エ 農地所有適格法人の議決権要件の緩和により外国資本が参入することへの懸念
 - オ 特区制度でなければ株式会社等による農地取得ができない理由
 - カ 今年度実施予定の調査は全国展開を前提としないことの確認及び調査結果の活用方針